

令和2年 第36回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年6月30日(火) 午前9時30分～
2. 開催場所 中央公民館 2階 第1、第2研修室
3. 出席委員(18人)
4. 欠席委員(1人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第62号 農地法第3条の許可申請について (6件)
 - 議案第63号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第64号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (2件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○事務局長

おはようございます。皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。只今から第36回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席は18名です。〇〇委員さんから欠席の連絡をいただいております。定足数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆さん、おはようございます。この任期最後の総会となりました。任期中には色々な法改正がございまして、農業委員会法、農地法等、特に、人・農地プランにおいては農業委員が現場に出なければならないこともあり、大変なご苦勞があったことかと思えます。年明けからのコロナ騒動もまだまだ収束はしておりませんが、農業委員会として、粛々と業務をこなしていかなければなりません。本日も慎重な審議をお願いします。

○事務局長

ありがとうございました。それでは会議規則第4条の規定によりまして、審議の進行を会長にお願い致します。

○議長（会長）

それでは、議事録署名人の指名についてですが、本日は、9番 〇〇委員さん、11番 〇〇委員さん、よろしく申し上げます。早速ですが、本日の議案審議を始めたいと思います。皆様、慎重な審議をお願い致します。では、まず議案第62号、農地法第3条の許可申請について議題とします。1番、2番は譲受人が同じなので一括で審議を致します。事務局より説明願います。

○事務局

それでは、議案第62号、農地法第3条の許可申請について説明します。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、480㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物はミニトマトです。主な農機具の保有状況は、軽トラック、軽バン、普通車バンです。労働力は常時2人です。耕作面積は、8,605㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。〇〇は農地所有適格法人として認定を受けております。

続きまして、2番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、779㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。以下は先程と同じ内容です。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

地図4ページをご覧ください。対象農地は○○番と○○番、斜線部分になりますが、その間の白い部分についても、以前の3月10日の総会で○○さんが倉庫を建てるという案件があったかと思えます。今回は、その残りの土地について、田窪のは場整備事業で撤去するビニールハウスを持ってきて、ミニトマト等の施設園芸をされるということです。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番と4番は譲渡人が同一人物ですので、一括で審議したいと思います。事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1、992㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、ユーカリです。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、軽トラックです。労働力は、本人、妻で常時2人です。耕作面積は3、458㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。

続きまして、4番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○、田、1、115㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、季節野菜、みかんです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックです。労働力は、本人、妻で常時2人です。耕作面積は23、968㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

5ページの地図の3番、4番をご覧ください。○○さんと○○さん、○○さんは親戚関係です。今まで○○さんの農地を○○さんが耕作しておりましたが、○○さんは若くして農地を相続されたので、自身で農業は行っておりません。それで農地を売るという話になったようです。○○さんは今まで耕作していた○○番を購入し、○○さんが○○番を購入します。○○さんはこの春に農協を退職されており、耕作面積を拡張したいとい

うことです。周辺に関しても特に問題無いかと思しますので、ご審議の程お願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番について、事務局より説明願います。

○事務局

5番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、422㎡、〇〇、田、496㎡、〇〇、田、353㎡、〇〇、田、313㎡、〇〇、田、727㎡、〇〇、田、126㎡、合計6筆で、合計面積は2,437㎡です。権利内容は、賃借権の設定3年間です。作付作物は、米です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、ポンプ、軽トラックを所有しており、コンバインは借り受けるということです。労働力は、常時、本人1人と、臨時、子3人で、合計4人です。耕作面積は2,114㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障ありません。借受人の〇〇さんは、東温市では新規就農ということで、6月19日13時10分から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しております。別紙1をご覧ください。農地法第3条第2項の該当の有無について確認をしております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果と致しまして、以前より〇〇市で農業を営んでおり、必要な技術や知識は習得済みである。農機具については、トラクター、田植機、ポンプ、軽トラを所有しており、コンバインを借り受けるということです。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、該当ありません。第3号、信託の引受の禁止ですが、該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、常時1人、本人と、臨時3人、子で、兼業農家として行います。第5号、下限面積制限ですが、〇〇市で田：1,622㎡、畑：492㎡、合計2,114㎡を取得済みであり、東温市の2,437㎡を合わせて、合計4,551㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、該当ありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、地元農家やJAの指導、助言に従いながら、農道、水路等の維持管理作業を行い、農業の維持発展に関する話し合い活動等にも参加するということです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

○○さんは土木会社、○○さんはデザイン会社をされており、その縁で知り合われたそうです。地図は6ページです。○○さんは○○市で田を2反ほど持っており、米とそら豆を作られております。○○さんは仕事が忙しく、手が足りないため、○○さんに農地を貸すことになったそうです。機械は、自身の物を○○市から持って来ますが、一部の機械は○○さんから借りるようです。以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番について、事務局より説明願ひします。

○事務局

6番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、155㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、ジャガイモです。主な農機具の保有状況は、田植機、コンバイン、トラクター、農業用自動車、草刈機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は20,838㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。

○議長（会長）

この件につきましても、地元、○○委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

申請農地は155㎡と小さく、また他の農地と離れているため、譲渡人は長年耕作をしておりませんでした。そのため、この近辺で耕作をしている○○さんに売ろうという話になったようです。以上、ご審議よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第63号農地法第5条第1項の許可申請について、事務局より説明願ひします。

○事務局

議案第63号、農地法第5条第1項の許可申請について説明します。

7番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。○○を営んでおります。土地は、○○、畑、2, 189㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は太陽光発電施設です。権利内容は所有権の移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さん、お願いします。

○委員 ○○委員

譲渡人は怪我で耕作が出来なくなり、兄弟に耕作をしてもらっておりましたが、その兄弟が亡くなり、困っていたところ、譲受人が太陽光発電施設用地として農地を買いあげることで話がまとまったようです。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第64号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第64号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農用地区域からの除外です。

8番 所有者 ○○ ○○さん。申出者 ○○ ○○さん。○○を営んでおります。土地は、○○、田、447㎡。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は露天駐車場です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さん、お願いします。

○委員 ○○委員

地図の8ページをご覧ください。この会社は従業員が14人程度、農機具等の金属加工

を手掛けております。先日、関係する区長、組長、改良区の方々と一緒に現地確認と説明を行いました。また、周辺の方々からの同意も得られているということですので、特に問題無いかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番について事務局より説明願ひします。

○事務局

9番 所有者、申出者ともに 〇〇さん。土地は、〇〇、田、329㎡。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は露天駐車場です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さん、お願ひします。

○委員 〇〇委員

地図の9ページをご覧ください。〇〇さんは、この付近で〇〇を開いており、お客さんを集めておりますが、県道沿いに車を止めさせるわけにはいかないの、県道よりも少し下になりますが、田を駐車場にしたいという相談がありました。特に問題無いかと思ひますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の審議は、全て終了しました。